

令和元年10月1日

入札参加資格者 各位

門真市総務部総務課長

市内業者又は準市内業者の取り扱いの変更について

本市では、建設工事の入札参加資格の新規登録業者については、入札参加資格の新規登録が有効となった日から2年間が経過するまで入札に関し、市内業者又は準市内業者としての取り扱いをしない、また、過去に市内業者又は準市内業者だった者については、市内業者は6箇月、準市内業者は1年間、それぞれ市内業者又は準市内業者としての取り扱いをしないものとしておりましたが、新規中小企業者の入札参加機会の拡大と競争性の確保を図るために、段階的な取り組みとして下記のとおり変更することとなりましたので、お知らせします。

記

1 令和2年度の変更点

令和2年4月1日に入札参加資格者名簿の新規登録となる業者の市内業者又は準市内業者としての取り扱いをするまでの期間を1年間とします。

2 令和3年度の変更点

令和3年4月1日に入札参加資格者名簿の新規登録となる業者については、市内業者又は準市内業者としての取り扱いをするまでの期間を廃止します。

市内業者又は準市内業者としての取り扱いまでの 期間の段階的廃止スケジュール

| 実施状況 | 実施内容 | H31(R元).4 | R2.4 | R3.4 |
|------|---------------|------------------|------------------|------|
| 実施済 | ① H31(R元)年度名簿 | 名簿登録 | 取り扱いまでの 期間廃止 | |
| | | 取り扱いまでの期間 2年間 | | |
| 実施予定 | ① R 2年度名簿 | | 申請受付 R元.10-11 | 名簿登録 |
| | | | 取り扱いまでの期間 1年間 | |
| | ② R 3年度名簿 | | 申請受付 R2.10-11 | 名簿登録 |